



令和 8 年度

 学校体育施設開放事業募集要項 



浦添市スポーツ協会

学校体育施設開放事業について

【意義】

スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、スポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

地域の学校には、公共スポーツ施設の倍以上の学校体育施設があり、住民にとって最も身近なスポーツの場として潜在的に存在している。浦添市においても、持続的な地域スポーツ環境を確保するためには、全国のスポーツ施設の約 6 割を占める学校体育施設をいかに活用していくかが地域振興を図るうえできわめて重要であると考えます。

【関係法令・例規等】

- ・ スポーツ基本法（法律第 78 号）
- ・ 浦添市立学校体育施設開放に関する規則（教育委員会規則第 3 号）
- ・ 浦添市立学校施設の使用料に関する条例（条例第 40 号）
- ・ 教育基本法（法律第 25 号）
- ・ 学校教育法（法律第 25 号）
- ・ 社会教育法（法律第 207 号）
- ・ 学校体育施設の有効活用に関する手引き（令和 2 年 3 月 スポーツ庁）

1. 開放期間

開放期間・・・令和8年4月～令和9年3月31日（水）

※工事等の都合により年度途中でも施設が開放中止になる場合がある。

2. 開放校（施設）・開放時間・開放種目

P.4～P.5 参照

※仲西小のフットサルと仲西中の軟式野球は第1・3・5週目使用と第2・4週目使用に分けて募集する（隔週使用）。

3. 休館日・休場日

毎月1日、日曜日、祝日、慰霊の日、旧盆（ウークイの日）、12月29日～1月3日、その他浦添市スポーツ協会が指定した日

4. 団体登録

- (1) 浦添市民又は市内在勤務の者10名以上（成人）で団体を構成し、所定の登録申請書等の住所・氏名、連絡先等をすべて記入のうえ団体代表者の身分証明書（写）を添えて浦添市スポーツ協会へ提出する。（小・中・高校生の登録不可）
- (2) 登録した者はケガや施設の破損を補償するスポーツ安全保険に必ず加入する。
- (3) 施設使用者はアマチュアスポーツを目的とした者に限定し、参加料、受講料等を受け取るような教室等を目的として使用してはならない。

5. 使用申請

令和8年4月～9月分（令和8年3月31日（火）〆切）、令和8年10月～令和9年3月分（令和8年8月14日（金）〆切）を申請すること。（※当選後、後日案内予定）

※原則、登録した曜日のすべての日を申請するものとする。

6. 使用料

浦添市立学校施設の使用料に関する条例に基づき施設の使用料は下記のとおりとする。

| 施設名 | 体育館 | 運動場 | テニスコート |
|-----|------------------|------------------|------------------|
| 使用料 | 480円 全面1時間あたり | 590円 全面1時間あたり | 240円 1面1時間あたり |

- (1) 使用料は半年分を前納とする。
※納付期限を厳守すること。
- (2) 使用者都合の中止による使用料は返還しない。
※ただし、急な学校使用や雨天等の悪天候により開放中止となった場合は還付の対象とする
- (4) 使用料は申請書に記入した使用時間の合計金額を徴収する。
※1時間未満の端数は1時間として計算する。
- (5) 体育館を半面で使用申請する際は、半面料金240円を適用する。

7. 使用許可

- (1) 団体は使用料納付後、領収書を管理指導員へ提示し使用許可証を管理指導員より受け取ること。なお、当該使用許可証は施設使用時に毎回持参し携帯すること。

(2) 団体の都合により使用しないときは管理指導員へ前日までに連絡すること。

8. 使用心得・遵守事項

- (1) 使用時間の厳守 (使用時間には準備、整理、清掃時間を含む)。
- (2) 消耗品は各団体で準備すること (トイレトペーパー等)。
- (3) 許可施設以外の立入禁止。
- (4) 他の使用者や付近住民の迷惑にならないようにすること (大声、騒音等)。
- (5) 施設を破損又は損傷した場合、団体責任者は直ちに管理指導員へ申し出るとともにその損害を賠償しなければならない。
- (6) 使用後は直ちに整理、清掃を行い、速やかに学校敷地外へ出ること。
※状況により運動場の散水や施設周辺の掃除等を行っていただく場合がある。
- (7) ゴミは持ち帰ること。
- (8) 体育施設内に特別の設備を設けてはならない。ただし、浦添市スポーツ協会及び開放校の学校長の許可を受けたときはこの限りではない。
- (9) 使用権利を他に転貸又は譲渡してはならない。
- (10) 学校敷地内における飲酒、喫煙は一切禁止。
- (11) フットサル競技で体育館を使用する団体は防球ネット等で壁及び消火栓設備などを保護し施設の保全を徹底する。
- (12) その他、使用に際しては、管理指導員の指示に従うこと。

9. 団体登録の取り消し・使用の禁止・使用の不許可

「4. 団体登録～8. 使用心得」の記載事項を守らない場合、虚偽の記載をした場合、施設の破損が多い場合、学校長から使用不適を判断された場合等は団体登録を取り消し、使用を禁止する。また、学校及び浦添市スポーツ協会の都合により施設を使用する必要が生じたとき、暴風警報発令時、又は管理上支障をきたすと認められたときは施設を使用できない。

10. 事故の責任

- (1) 事故が起こった場合は直ちに管理指導員に連絡し速やかに対処すること。
- (2) 開放時間中に使用者の責任において発生した事故は使用団体責任者及び団体の責任とし、浦添市スポーツ協会はその責めを負わない。

11. その他

- (1) 暴風警報が午後 5 時までに解除されない場合、又は開放事業活動中に暴風警報が発令された場合は開放を中止する。※「特別警報」の場合も、同じ対応とする。
- (2) 急を要する事項又は必要な事項はその都度管理指導員 (浦添市スポーツ協会) が指示する。

| |
|---|
| 問合先：浦添市スポーツ協会 TEL：098-877-4923 FAX：098-877-4933 |
|---|